

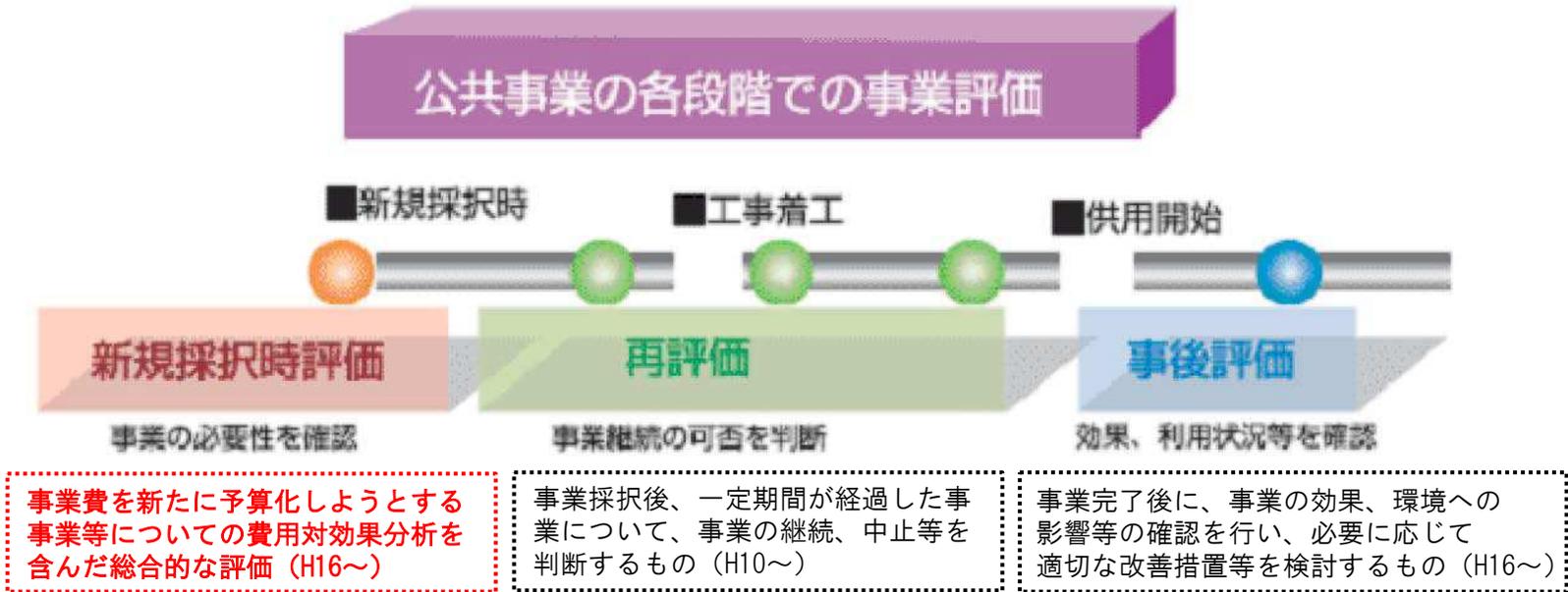
道路整備事業における 新規採択時評価の見直しについて

平成27年3月11日

静岡県 交通基盤部 道路局 道路企画課

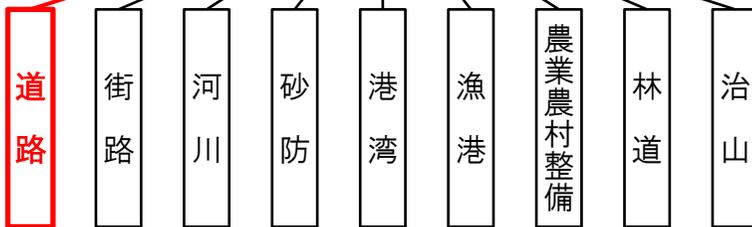
静岡県における公共事業の事業評価

○公共事業の効率化及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、3段階の評価を実施



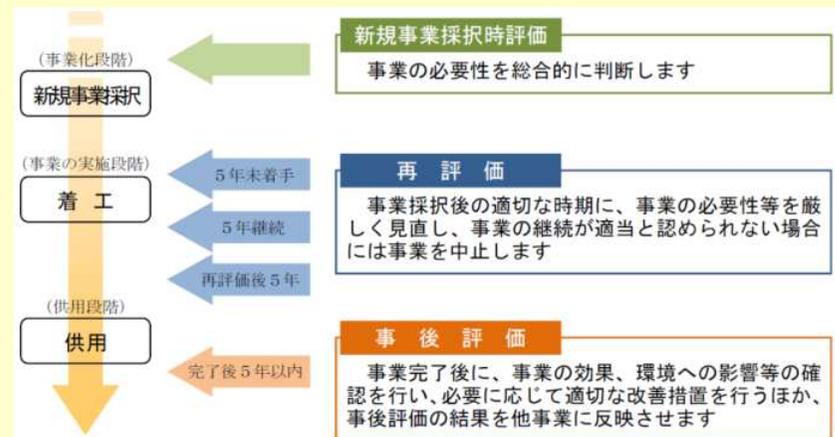
静岡県交通基盤部所管 県単独事業事前評価実施要綱

- ・評価は、必要性、重要性、緊急性、効率性及び熟度等の視点から実施
- ・具体的な評価項目は、対象事業ごとに別途実施要領で定める



道路局所管県単独道路整備事業事前評価実施要領

【「ふじのくにの“みちづくり”」掲載】



現行の道路事業の新規採択時評価の概要

●概要

実施時期	平成16年度より実施（他局事業と同時に導入）
対象事業 （局要領第2条）	交付金事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金） 県単独道路改築事業（道路改築） 県単独交通安全施設整備事業（施設整備）
評価実施時期 （部要綱第3条）	実施個所決定前（通常は4月当初の個別箇所毎の予算決定時点）
評価の視点 （部要綱第4条） 評価項目等 （局要領第3、4条）	現地調査等を踏まえ、 必要性、重要性、緊急性、効率性及び熟度等の視点 から行う。 具体的な評価項目は各事業毎に設定 （道路では、費用対効果、路線の性格、交通の状況 等） 新規実施箇所の選定にあたっては、評価項目より各事業毎に定めた評価指標より総合的に判定
公表状況 （局要領第5条）	県HPに掲載（交通基盤部HP－事業評価）

現行の公表内容（例：H26）

【一覧表】

別紙2 公共事業新規実施予定箇所					
事業名	路線名	市町村名	字名等	事業概要	事業費(千円)
社会資本整備総合交付金事業	国道469号(御殿場バイパス)	御殿場市	中野-川島田	道路新設1.6km	2,700,000
防災・安全交付金事業	(一)袋井小笠線	掛川市	入山瀬	バイパス工	648,000
防災・安全交付金事業	(一)龍山伊豆長岡線	伊豆の国市	谷戸	歩道整備	250,000
防災・安全交付金事業	(国)414号	伊豆市	下船原	歩道整備	150,000
防災・安全交付金事業	(主)大岡元長線	長泉町	下土狩	交差点改良	80,000
防災・安全交付金事業	(国)489号	御殿場市	川島田	歩道整備	100,000
防災・安全交付金事業	(一)森永和田線	焼津市	一色	歩道整備	120,000
防災・安全交付金事業	(主)磐田天竜線	磐田市	筑紫東	歩道整備	1,200,000
防災・安全交付金事業	(国)150号	磐田市	福田	交差点改良	70,000
防災・安全交付金事業	(一)山梨敷地停車場線	袋井市	川倉	歩道整備	100,000
防災・安全交付金事業	(国)136号	松崎町	蟹見	養見大橋 電気防食工	80,000
防災・安全交付金事業	(一)伊久美線	藤枝市	北方	滝見橋 護脚補強工	25,000
防災・安全交付金事業	(一)下土狩徳倉沼津線	清水町	徳倉	徳倉橋 護脚補強工	130,000
防災・安全交付金事業	(一)駿河小山停車場線	小山町	小山	富士見橋 護脚補強工	140,000
防災・安全交付金事業	(一)上野野島田電線	磐田市	寺谷新田	一豊斎橋 護脚補強工	168,000
防災・安全交付金事業	(一)静岡徳田津子停車場線	富士市	中里	広沼橋 護脚補強工	100,000
防災・安全交付金事業	(一)静岡徳田津子	焼津市	浜前目	浜前目大橋 護脚補強工	500,000
防災・安全交付金事業	(一)川上菊川線	菊川市	加茂	新菊川橋 護脚補強工	150,000
防災・安全交付金事業	(一)朝霧富士宮線	富士宮市	菅原	菅原橋 護脚補強工	30,000
防災・安全交付金事業	(一)鳥田金谷線	鳥田市	柳青	大井川橋 護脚補強工	1,000,000
防災・安全交付金事業	(一)鳥田金谷線	鳥田市	金谷河原	大代川橋 護脚補強工	100,000
防災・安全交付金事業	(一)磐田袋井線	磐田市	三ヶ野	三ヶ野橋 護脚補強工	200,000
防災・安全交付金事業	(国)136号	伊豆市	修善寺	越路Cランプ橋 落橋防止工	62,000
防災・安全交付金事業	(国)136号	伊豆の国市	小坂	新大門橋 護脚補強工	318,000
防災・安全交付金事業	(国)136号	伊豆市	八木沢	大久保2号橋橋脚 落橋防止工	60,000
防災・安全交付金事業	(主)伊東西伊豆線	西伊豆町	一色	一色橋 護脚補強工	103,000
防災・安全交付金事業	(主)下田石廊松崎線	南伊豆町	渡	母ヶ沢大橋 護脚補強工	310,000
防災・安全交付金事業	(主)三島沼津線	三島市	徳倉	徳倉橋 護脚補強工	140,000
防災・安全交付金事業	(主)焼津橋原線	吉田町	川尻	川尻橋 落橋防止工	40,000
防災・安全交付金事業	(主)鳥田川線	鳥田市	川口	川口橋 護脚補強工	50,000
防災・安全交付金事業	(主)藤枝風保線	藤枝市	菅原	中山橋 護脚補強工	60,000
防災・安全交付金事業	(主)熱海南線	南南町	畑	第1丹那橋 護脚補強工	115,000
防災・安全交付金事業	(主)熱海南線	南南町	畑	第2丹那橋 護脚補強工	120,000
防災・安全交付金事業	(主)浜北岸線	磐田市	中川	大木くり橋 護脚補強工	75,000
防災・安全交付金事業	(主)浜北岸線	磐田市	大当所	梨の木橋 護脚補強工	54,000
県単独道路整備事業(道路改修)	(一)仁科峠宇久須線	西伊豆町	宇久須	道路拡幅工(待所設置)	100,000
県単独道路整備事業(道路改修)	(一)遊勝線	南伊豆町	伊豆	道路拡幅工	33,000
県単独道路整備事業(道路改修)	(主)下田石廊松崎線	南伊豆町	石廊崎	道路拡幅工	70,000
県単独道路整備事業(道路改修)	(一)原木沼津線	南南町	日守	道路拡幅工	200,000
県単独道路整備事業(道路改修)	(一)富士根停車場線	富士宮市	小泉	道路拡幅工	160,000
県単独道路整備事業(道路改修)	(主)清水富士宮線	富士宮市	内房尾崎	バイパス工	600,000
県単独道路整備事業(道路改修)	(一)静岡朝比奈線	藤枝市	吉馬	道路拡幅工	250,000
県単独道路整備事業(道路改修)	(主)掛山川線	掛川市	上西郷	道路拡幅工	250,000
県単独交通安全施設整備事業(施設整備)	(国)135号	下田市	結崎	歩道整備	65,000
県単独交通安全施設整備事業(施設整備)	(一)熱海停車場線	熱海市	田原本町	交差点改良	15,000
県単独交通安全施設整備事業(施設整備)	(主)修善寺戸田線	伊豆市	修善寺	カラ一橋架	20,000
県単独交通安全施設整備事業(施設整備)	(一)沼津小山線	沼津市	水窪	交差点改良	13,000
県単独交通安全施設整備事業(施設整備)	(一)藤岡富士停車場線	富士市	中島	自転車通行空間整備	90,000
県単独交通安全施設整備事業(施設整備)	(主)清水富士宮線	富士宮市	長貫	歩道整備	10,000
県単独交通安全施設整備事業(施設整備)	(主)富士宮鳴沢線	富士宮市	入穴	歩道整備	1,000
県単独交通安全施設整備事業(施設整備)	(一)焼津同部線	焼津市	方ノ上	歩道整備	10,000
県単独交通安全施設整備事業(施設整備)	(一)上青鳥橋線	藤枝市	上青鳥	交差点改良	180,000
県単独交通安全施設整備事業(施設整備)	(一)住吉金谷線	鳥田市	湯日	歩行空間整備	8,000
県単独交通安全施設整備事業(施設整備)	(主)掛川天竜線	掛川市	富部	歩道整備	13,000
県単独交通安全施設整備事業(施設整備)	(一)大東相良線	御前崎市	池新田	歩行空間整備	23,000
県単独交通安全施設整備事業(施設整備)	(国)301号	湖西市	橋山	歩道整備	250,000

【箇所毎の評価個票】

事業名 防災・安全交付金事業 一般県道袋井小笠線 掛川市入山瀬

1 事業概要

全体事業費：6.5億円

計画期間：平成26年度～平成30年度

計画概要：道路延長600m、幅員7.5m、道路拡幅

2 目的・必要性

一般県道袋井小笠線は、袋井市高尾町を起点とし、掛川市高橋を終点とする路線であり、一般県道大須賀掛川停車場線と一体となり、旧大須賀市街と掛川市街を結び重要な役割を果たしている。

本事業箇所は、道路幅員が狭くすれ違いが困難な箇所であるため、道路拡幅を行い、すれ違い困難箇所の解消を図るものである。

3 評価 各事業毎評価表に記載

評価項目	評価指標	評価結果
費用対効果 (効率性)	費用便益費 1.44	A
路線の性格 (重要性)	市町村合併支援道路、 他事業と同時施工道路	4A
交通の状況 (緊急性)	—	—
道路の構造 (必要性)	車道幅員狭、路肩幅員狭、線形	3A
執行の環境 (熟度)	用地補償、地元の取り組み	4A
計		12A

(※)箇所を選択すると別紙3により事業概要等が表示される。

現行の新規採択時評価表の例：道路改築（交付金）

改築系道路整備の事業評価表

※「道路局所管県単独道路整備事業事前評価実施要領」第4条に基づく別表1-1

評価項目	①費用対効果			②路線の性格									③交通の状況				④道路の構造				⑤事業執行の環境								
	(効率性)			(重要性)									(緊急性)				(必要性)				(熟度)								
評価指標	費用便益比（B/C）			渋滞対策協議会検討箇所	高規格道路のアクセス道路	プロジェクトの支援助道	市町村合併支援助道	緊急輸送路		公共公益施設の関連道路	他事業と同時施行道路	災害時の代替路		特別立法（過疎地域、半島振興地域、奥産指定）の道路	バス路線	通学路	事故率 （死傷者人／走行億台キロ）		混雑度 （交通量／交通容量）		路肩幅員	線形	車道幅員		用地補償	事業状況	地元の取り組み		
								一次二次	三次			迂回60分以上	迂回30～60分				250以上	250～100	1.5以上	1.5～1.0			1.0m未満	1.5～2.0未満			基準に不適合	基準の特例値	4m未満
評価	AAA	AA	A	AAA	AA	AA	A	A	A	A	B	A	A	A	AA	A	AA	A	A	B	A	B	A	B	AA	A	A	AA	A

（対象事業）

社会資本整備総合交付金事業又は防災・安全交付金事業（道路改築）

（評価方法）

1. "A"の数が多いいものを優先とする。同数の場合は"B"の数で判定する。

見直しの背景（現行制度を取り巻く環境とその課題）

〔環境〕

《事業評価制度導入後、10年が経過》

社会経済状況の変化

国でも 政策目標評価型事業評価 を導入

静岡県の道路整備計画となる
「ふじのくにの“みちづくり”」を策定（H25. 7）

施策の方向性や重点施策の一部を見直し

“みちづくり”の取組の一環で、事業着手の方針を明示

- ・ 地域別整備目標図への事業箇所の掲載
- ・ 事業着手準備制度を運用し、着手方針を決定

個別の実施計画等の策定に伴い、一部の事業では、より優先度の高い事業が明確に

- （事故危険箇所（H25. 7））
- （通学路合同点検等による要対策箇所（H25. 10～））
- （地域の主要渋滞箇所（H25. 1に公表し、対策を検討中））

〔課題〕

施策と評価の
関連性を示す
評価制度導入の
検討の必要性

ふじのくにの
“みちづくり”や
個別実施計画等に
基づき優先的に、
事業実施する箇所
の評価制度への
反映の必要性

新規採択時評価の客観性・透明性の向上

課題と見直しの方向性

〔課題①〕

施策と評価の関連性を示す評価制度導入の検討の必要性

〔見直しの方向性①〕

評価の視点を整理した上で、ふじのくにの“みちづくり”の施策と評価の関連性を「必要性」の項目にまとめ、（その他の項目と合わせ）わかりやすく表現

〔課題②〕

ふじのくにの“みちづくり”や個別実施計画等に基づき優先的に事業実施している箇所の評価制度への反映の必要性

〔見直しの方向性②〕

ふじのくにの“みちづくり”や個別実施計画等により、事業実施に向けた優先順位が高いと判断される「明確な位置づけのある事業箇所」について、通常評価する項目に比較して優先度を高くする新しい評価基準（S評価）を導入し、施策的に優先度の高い箇所をより明確化

見直しの方向性①：施策との関連性とわかりやすい表現

◎部要綱に定められた各評価視点に対する基本的考え方を整理し、評価項目を再設定

評価の視点	基本的考え方	評価項目
効率性	道路整備により解決を求められる課題に対し、適切な事業費、事業期間のもとで効果が発現可能であるか。	・費用対効果(費用便益比) ・事業期間 等
必要性	「ふじのくにの“みちづくり”」に掲げる道路ビジョン、道路重点計画の実現に資する事業箇所であるか。	・「ふじのくにの“みちづくり”」に位置付けられた施策
重要性	関連する重要な既存計画等に位置付けられた事業箇所であるか。	・通学路の合同点検等の結果に基づく要対策箇所 ・H25指定の事故対策箇所のうち、未対策である箇所 等
緊急性	速やかな着手が求められる事業箇所であるか。	・供用目標年度が決定(公表)済 ・関連事業との同調施工が必要 ・交通診断の結果に基づく対策 等
熟度	円滑な事業執行に向け、地元住民及び地権者の理解が得られているか。	・用地補償の見込み ・地元の熟度 等

見直しの方向性①：施策との関連性とわかりやすい表現

(現行)

改築系道路整備の事業評価表

別表1-1

評価項目	①費用対効果	②路線の性格							③交通の状況		④道路の構造			⑤事業執行の環境						
	効率性	重要性							緊急性		必要性			熟度						
評価指標	費用対効果 費用便益比 (B/C)	渋滞対策協議会検討箇所	高規格道路のアクセス道路	プロジェクトの支援道路	市町村合併支援道路	緊急輸送路	公共公益施設の関連道路	他事業と同時施行道路	災害時の代替路	特別立法	バス路線	通学路	(事故率 (死傷者人/走行億台キロ))	(混雑度 (交通量/交通容量))	路肩幅員	線形	車道幅員	用地補償	事業状況	地元の取り組み

設定指標は
現行と
ほぼ同様

「重要性」「緊急性」を評価する
項目・指標は新たに設定

「必要性」に係る指標として、
“みちづくり”に掲げる
施策との関連を整理

設定指標は
現行と
ほぼ同様

(改正後)

評価視点	効率性	重要性	緊急性	必要性	熟度
評価項目	費用対効果・事業規模妥当性	既存計画への位置付け	速やかな事業着手必要性	「ふじのくにの“みちづくり”」施策との整合	執行の環境
具体内容	費用便益比 <small>交付金</small> 事業期間 } <small>県単</small> 事業効果	みちづくり 通学路緊急合同点検 事故危険箇所 主要渋滞箇所	供用年度決定済 事業着手検討会議済 関連事業同調施工	緊急輸送路 交通死傷事故抑止 主要拠点との連携 交通円滑化 良好な生活環境 …等	用地補償 地元の取組

見直しの考え方①：施策との関連性とわかりやすい表現

「必要性」の評価指標を「ふじのくにの“みちづくり”」に掲げる施策と合わせ、項目を整理

(例. 道路改築)

【現行】

評価項目	評価指標
交通の状況（緊急性）	混雑度1.5以上の区間または1.0~1.5の区間
道路の構造（必要性）	線形が道路構造令基準に不適合または特例値
	車道幅員が4.0m未満または4.0~5.5m未満
路線の性格（重要性）	バス路線
	公共公益施設の関連道路
	特別立法（過疎地域・半島振興地域・奥産指定）の道路



【改正後】

評価項目		評価指標
必要性	地域の生活と自立を支援するみちづくり	交通円滑化の推進
		公共交通機関の利便性の向上
		公共公益施設のアクセス向上
		過疎・中山間地域の振興の支援
		混雑度1.5以上の区間または混雑度1.0~1.5の区間
		線形及び視距が道路構造令基準に不適合または現道幅員4.0m未満の道路
		バス路線の定時性改善に資する道路
		福祉施設・病院・救急医療施設等へのアクセス道路
		特別立法（過疎地域・半島振興地域・奥産指定）の道路

「必要性」に係る指標として、ふじのくにの“みちづくり”に掲げる施策との関連を整理

施策と評価指標との関連性を説明する欄を整理し、評価指標との関連を明確化

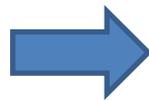
見直しの考え方②：従来より優先度の高い評価基準の導入

事業実施に向けた優先順位が高いと判断される「明確な位置づけのある事業箇所」について、通常評価する項目に比較して優先度を高くする新しい評価基準（S評価）を導入

【S評価とする評価項目・評価指標】

評価の視点	評価項目	評価指標
重要性	既存計画等への位置付け	「ふじのくにの“みちづくり”」における前期5ヶ年の主要事業箇所
		通学路の合同点検等の結果に基づく要対策箇所
		H25指定の事故危険箇所のうち、未対策である箇所
		「地域の主要渋滞箇所」(H25.1公表)のうち、渋滞対策協議会で対策が決定済みの箇所
緊急性	速やかな事業着手	供用目標年度が決定(公表)済の箇所
		事業着手検討会議において着手判断済の箇所
		関連事業との同調施工が必要な箇所
		関係機関と連携した交通診断の結果に基づく対策必要箇所

※S評価は、あくまで施策や個別計画等により優先度の高い箇所を判断する指標であり、施策や個別計画等の変更により、今後の見直しがあり得るもの。



これまでのA評価に加えS評価を設定することで、優先度の高い箇所がより明確化

見直し後の新規採択時評価表の例：道路改築

【改訂案】道路改築事業の事前評価表

業務所名		路線名		箇所名		評価項目	評価指標	評価根拠	評価	小計	合計
種別	種別	種別	種別	種別	種別						
① 効率的な事業実施	費用対効果 (交付金)	費用対効果比	2以上	【数値記入】100	AAA						
			1以上2未満		AA						
	事業経費の妥当性 (実績)	事業期間	概ね3年以内に事業完了	-	AA						
			概ね5年以内に事業完了	-	A						
事業効果	事業効果	計画期間が整備済みであり、当該箇所の整備により一箇区間として整備効果が発揮	-	A							
		1.5車線の道路整備に該当または混雑状況で整備効果が顕著	-	A							
② 安全な生活の実現 するみちづくり	災害に強く居住性の高いみちづくり	緊急輸送路の信頼性向上	第1～2次緊急輸送路に該当	-	AA						
			第3次緊急輸送路に該当	-	A						
	災害への備え	孤立集落へのアクセス道路に該当	〇〇地区・〇〇集落	-	A						
			事前通行規制区間または119防災拠点整備所を事業区間に含む道路	〇〇～〇〇区間該当、危険箇所番号〇〇	A						
	交通死傷事故の防止	【通学路指定あり】学校指定・交差指定	【小学校名】〇〇小	-	A						
			【過去4年間の死傷事故数】(・)100件/標榜キロ以上	〇〇件/標榜キロ	A						
	歩行者通行空間の改善	自転車通行空間の改善	自転車ネットワーク計画等の策定有または自転車交通量500台/日以上	〇〇台/日	A						
			歩行者交通量500人/日以上または自転車交通量1,000台/日以上	〇〇人/日、〇〇台/日	A						
	多様な交通手段の確保	地域の主要拠点(都市中心部・商業拠点・観光拠点等)から交通結節点(環状幹線道路・新幹線駅・空港・主要集落)へのアクセス道路	〇〇工業団地、〇〇町、〇〇駅等	-	AA						
			地域中心部・商業拠点・観光拠点・河川新長大橋、市町合併支線道路等、都市間アクセスの向上に資する道路	〇〇市～〇〇町、〇〇川渡河、旧〇〇市～旧〇〇町等	AA						
美しい景観と豊かな生活環境の形成	観光効率化の支援	500m以内及び距離コンテナ輸送対応道路	-	AA							
		距離度1.5以上の整備	【数値記入】100	AA							
公共交通機関の利便性の向上	バス路線の定時性改善に資する道路	距離度1.5以上の整備	【数値記入】100	A							
		距離度1.5～1以上の整備	【数値記入】100	A							
公共交通機関の利便性の向上	福祉施設・病院・緊急医療施設等へのアクセス道路	福祉施設・病院・緊急医療施設等へのアクセス道路	〇〇アクセスセンター、〇〇病院等	A							
		特別立法(通学・通勤・高齢者)の道路	〇〇議員法指定等	A							
美しい景観と豊かな生活環境の形成	特徴あるまちづくりの支援	電線柱化事業計画への位置付けあり	-	A							
		健康基準(騒音・振動)の非達成道路	-	A							
③ 地域社会の発展	既存計画への位置付け	「ふじのくに”みちづくり”」における前期5年間の主要事業箇所	-	S							
			連携計画の共同点等の結果に基づく策定箇所	【合同点線実施年度】平成〇〇年度							S
	土地利用計画への位置付け	指定計画の事故危険箇所のうち、未対策である箇所	-	-	S						
			地帯対策協議会で対策が決定済みの箇所	〇〇交通点(HO・O・O)指定箇所等	S						
	土地利用計画への位置付け	上記以外で洗淨の解除に資する箇所	〇〇交通点等	-	AA						
			土地利用計画が決定済みの箇所	【利用年度(公費)】平成〇〇年度	S						
	土地利用計画への位置付け	事業着手検討段階において着手判断済みの箇所	-	-	S						
			関連事業との併施施工が必要な箇所	【関連事業名】〇〇〇〇事業	S						
	土地利用計画への位置付け	用地確保の見込み	用地確保が不実、又は全地権者の同意あり	-	AA						
			事業期間に合せ、計画的に用地確保が可能	-	A						
土地利用計画への位置付け	地元住民と協働で事業計画するなど、十分に合意形成済み	地元住民と協働で事業計画するなど、十分に合意形成済み	-	AA							
		地元住民からの要望あり	-	A							

現行:21指標(効率性2, 必要性3, 重要性11, 緊急性2, 熟度3)

⇒改正後:30指標(効率性4, 必要性17, 重要性4, 緊急性3, 熟度2)

≪ H27要望箇所を対象としたケーススタディ結果 ≫

要望箇所	評価結果		S評価該当項目					
	現行	改正後	みちづくり	合同点検	通学路	検討会議	事業着手	同調連携
箇所A	12A	2S, 11A	○				○	
箇所B	11A	3S, 9A	○	○			○	
箇所C	11A	2S, 10A			○		○	
箇所D	10A	2S, 9A			○		○	
箇所E	10A	1S, 9A					○	
箇所F	9A	2S, 9A					○	
箇所G	9A	2S, 9A					○	
箇所H	9A	1S, 9A					○	
箇所I	9A	1S, 9A	○				○	
箇所J	9A	1S, 8A			○			
箇所K	8A	2S, 10A					○	
箇所L	8A	2S, 10A					○	
箇所M	8A	2S, 9A					○	
箇所N	8A	9A						
箇所O	8A	8A						
箇所P	7A	1S, 8A						○
箇所Q	7A	8A						
箇所R	7A	7A						
箇所S	7A	7A						
箇所T	6A	1S, 6A						○
箇所U	6A	6A						

(*)1) 事故分析支援システムにて参照

【評価方法】

- ① "S" の箇所を優先する。
- ② "A" の数が多い箇所を優先する。

今後のスケジュール

H27.3 「道路局所管県単独道路整備事業事前評価実施要領」改正

H27.4～ 新規採択箇所決定

新たな評価表に基づく新規採択時評価の実施（公表）



新規採択時評価の客観性・透明性の向上